

平成 21 年度第 2 回蓮田市公有財産処分審議会会議録

日 時：平成 21 年 9 月 24 日（木）

9：30～11:05

場 所：301 会議室

〈出席委員〉長谷部守保会長、萩原和夫副会長、山崎享一委員、長谷部芳明委員
黒須 正委員、植田ほづみ委員、後藤國隆委員

〈事務局〉中野市長、星野総務部長、
渡邊総務課長、小林課長補佐、齋藤主査、関口主査

〈付議課〉道路課：小林道路課長、小林主査

〈傍聴者〉なし 非公開

1. 開 会 渡邊総務課長進行

2. あいさつ 長谷部守保会長
中野市長

3. 議事録署名人の指名（会長から長谷部委員、植田委員を指名）

4. 諮問（会長が議長になり進行）

諮問書の朗読：事務局（小林補佐）

・市有地の売払いについて

諮問第 2 号 所在地 蓮田市大字根金 1 5 8 8 番 4 0 外

面積 6 1 . 7 5 m²

中野市長退席

5. 諮問内容等説明：諮問第 2 号 総務課（小林補佐）、道路課（小林課長）

（ 現 地 調 査 ）

6. 質疑応答

- 会長 会議を再開いたします。諮問第2号に対して、ご質問ご意見等ありましたらよろしく願いたします。
- 委員 条件としては、水路をきちんとする。処分をするのは良いとして、代替の水路をきちんとすること。
- 委員 あれだけの広い土地が舗装になっていて、そこに雨水が落ちるのですから、浸透しませんので雨がザーと来た場合には、雨水が集中してたまります。
- 委員 払い下げ地の対象になっているところは、舗装をしてあるところで、今現在の排水機能は、工場廃水を流す機能しかないのでしょうか。その状態で、何年も来ているのですか。
- 道路課 その件につきまして、私どもが記憶しているのは、S社が敷地を拡張しまして、水路が敷地の中に素堀りで残ってしまいました。使い勝手が悪いということで、往来のために埋めて地中に土管としたいと話がありました。水は今の水路に流れたり、拡張した敷地の分は他に流れたり、この道路もS社が付け替えたものですがその関係で、(以降については、地図を見せながら説明)水の道については、雨が降っている時に行かないとはっきり分からないのですが、ここの水路のメインはN社のものが集中してきます。そしてN社は、工場で水を使います。その工場の廃水をこちらの水路に流しています。ですから、水路の用途といたしましては、N社の水が主と考えていただいても結構だと思います。
- 委員 市として管理する水路としては、公共用の排水治水水路としての管理状態は、現在の状態では機能していないということですね。それも何年もその状態になっていて、たまたま、売却や増築の問題が起きたから治水問題に波及して検討されている。そういう状態ですね。行政としては、後追いの仕事だなと思います。
- 道路課 これは、本来であれば私どもといたしましては、用水排水路については、現在使用しているものについては、そのままにして管理をしていることが基本となっています。しかし、中には埋まってしましまして機能していないものもあります。逆に形態が変わって新たな道路ができて側溝ができたということもあります。例えば122号バイパスが出来たときには、側溝ができました。そのすぐ脇にあったものは、公図に残っていても現場が分からないということは沢山あります。ただ、ここについては実際に、N社までは使用していますので、これはずっと残す考えでいたわけですが。しかし、用途はそれ以外考えられませんので、工場の発展ということもありますし、市の発展ということにつながってきますので、臨機応変に対応しても良いという考えをしました。
- 委員 それは良いと思います。売却代金が入ったならば、それを充当して、多少補正予算を組んで、治水の整備をすること、と言う発想はとてもよいと思う。それも、今回の売却問題が起きなければ、そこまで話はいかなかったのでしょうか。
- 道路課 売却問題がでるとするのは、S社がそういう計画を立てなければこのままだった

わけです。所有権が無いと例え庇にしる開発の許可はしませんから、発端はそのとおりです。

委員

治水も重要な問題だと思います。そういう問題のこのような、似たような土地は他にもいくつかあると思うので、これを契機に蓮田市は総合的に計画を作っておいて、それに基づいて売却問題が絡んでくるとか、そのような用地があるとか無いとか、そのように積極的に取り組んだ方が良いと思います。

道路課

そのように思うのですが、市の財政を考えますと現実的には、開発とか建築確認などの問題が起こらない限り、そこまで網羅して対応をしていくということは不可能なことです。ですから、今回のように何かあった時には必ず図面と公図を合わせますので、こういうことが必ず起きてくるので、その時に対応をさせていただきたいということです。

委員

治水関係の話が出ましたが、地番1575番12がありますが、ここは水路が入っていたのですか。何でしたか。

道路課

ここは管が入っています。

委員

地番1588番40のこの部分は売るということで、隣地の地主さんに話をしていることを言っていましたので、対策で地番1588番40の部分ですか、この部分は売却するのですから、その部分の代替ではないですけれども、それを吸収するだけのものをどこかに作る必要があるのではないかという気がします。市はそれで交換しようと思っていたのですが、それ相当のものを付け替えるというような意味合いで。市は、どうなのでしょうかね。私は必要だと思っているのです、それ相当分は。どちらにしても下の方に流れているので、下では問題は発生しているのですが、この分はここである程度吸収できる分は吸収しておいていただかないと、あまり下に負荷をかけてもしょうがないのかなという気がします。その辺は、どういう具合なのでしょうかね。

道路課

本来であれば、当初開発エリアの中で交換という考えでいしましたが、交換というで行う場合は、これに合う案を考えてみました。S社に、民地の所を買っていただいて、それで交換したらどうかという話がありました。これは、開発の方で引っかかりました。交換というのはあくまでもエリアの中で交換ということで、別の所を代替で買ったからといっても交換できないということでした。私どもでは、S社に使わせてもらっている排水路がどうしても引っかかりますので、道路課といたしましては、今回の処分が終わってしまったとしても、いずれ近いうちにここに水路を考えています。隣の地主さんには、もしこういう事になった時には、協力してもらえますかということで、お話ししたら、もし使えなくなったらうちも水浸しになり、困ってしまうので、是非協力しますからよろしく願いします、と言う返事は事前にいただいております。今回この処分をすることですが、それに関連してということではないですが、道路課といたしましても、早いうちに整備したいという考えを持っています。

委員

売却してしまえば、S社が地番1588番40については、開発で何かを作っ

しまう訳です。出来るだけ早い時期と言うよりも、早急にしないではずいという気はしますけれども。自然に雨水を吸収するのはどの位吸収するのか分かりませんが、現行も吸収しないですけれども、だから早いうちに代替えではないですけれども、対応しないとこのへんの被害も出る可能性も無きにしもあらずだな、と思います。できるだけというよりも、ある程度早めにやらないと……。

委員
道路課
委員
道路課

止めないんでしょう。あのまんまなんでしょう。

はい、そうです。

現状は変わらないんだよ。

S社は、そのまま現状と変わらずに、協力は惜しまないと言っていました。しかし、S社の所有物ですから、管も土地S社ですから、所有権が変わったり、あるいは違うことを考えたときに、ふさがれても何も言えません。私どもはそれを心配して、こちらの方に代替えをとということで、そういうことで今回は前もって打診をしてみました。委員さんが話していましたことなので、早急に、例えばですけれども、これを今回処分をするということであれば、それと同時にこちらを買収するということを考えて、予算に上げていっても良いのかなとは思いますが。

委員
道路課
委員
道路課

交換は出来なかったけれども、売り買いはできるはずだと思うのですよね。

今回は、市の土地を売る訳だから、市はその部分を買えば良いわけです。

そのように思います。試算をしてみました、予算的には大体同じ位です。

買った所は、素掘りで水路になるわけですか。

考え方としては、ロングUを入れたいと思います。ロングUは、U字構の50何cmのものです。その他、通路としても必要ですので少し幅広く買って整備したい。そのように考えています。

会長

その他にありますか。無いようでしたらば、諮問第2号につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

会長
事務局
委員
事務局
委員
委員

それでは、事務局何かありますか。

それでは、答申書は異議なしということによろしいですか。

でも、みなさんどうなのですか。買い足すという付議事項をつけるというのは。

それでは、条件を付けて答申ということで、……。

それをはっきりさせておかないとね。

至急代替地を用意して付け替えをするということで、それを付議にしてOKとすればよいのではないですか。

会長
事務局

事務局は、それで良いですか。

はい。それでは条件として、用地買収をしてこのカギ型の道、市道365号線の排水設備を設けること、ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、答申書ができるまで暫時休憩とします。

(暫時 休憩)

会長

それでは再開したいと思います。今、答申書がまとまりましたので、事務局か

事務局
会長

ら朗読していただきたいと思います。

(答申書の朗読)

ただいまの答申内容で、よろしいですか。

(全員異議なし)

それでは、委員さんの同意をいただきましたので、決定させていただきます。

総務部長

(答申書の受理)

大変ありがとうございます。

7. 答申書の提出 (諮問第2号答申事務局朗読)

下記の公共物の払い下げについては、条件を付した上で処分すべき旨決定したので答申します。

【条件】

排水管が埋設されている蓮田市大字根金1575番12の隣接地を用地買収し、市道365号線の排水設備を設けること。

- ・ 所在地 蓮田市大字根金1588番40外
- ・ 地積 61.75㎡
- ・ 処分価格 1,482千円

8. 閉 会 萩原副会長 11時05分終了